

大津市会計年度任用職員募集要項
【職種：福祉職3種 重層的支援相談員 重層的支援推進室】

令和6年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 募集人数 1人（週35時間勤務1人）

2 募集職種 福祉職3種 重層的支援推進室

3 業務内容

重層的支援推進室で行う以下の業務

- (1) 重層的支援体制整備事業（以下、「重層事業」）における、市民等から相談を受けた関係機関からの相談受付及びアセスメントに関する業務
- (2) 訪問等による相談支援及び調整に関する業務
- (3) 重層的支援会議の運営に関する業務
- (4) その他、重層事業の実施に関連する事務処理に関する業務
- (5) 電話・窓口対応業務
- (6) パソコンを使った資料作成、データ入力業務 等

4 募集対象

①必須事項

- (1) パソコン（ワード・エクセル）の操作が行えること
- (2) 窓口や電話等における接遇対応業務に従事可能であること
- (3) 高齢者、障害者、子ども、ひとり親家庭、生活保護等の福祉の窓口において、2年以上相談支援に従事した経験があること

②あれば望ましい事項

- (1) 自動車の運転が可能であり、運転免許取得後1年経過していること
- (2) 社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保健師、看護師の資格を有すること

◎地方公務員法第16条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 応募受付期間

随時受付

6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

- ① ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
- ② 写真を添付した履歴書
- ③ 「4 募集対象」の②の(2)に規定する資格を証する書類の写し（該当者のみ）
- ④ 作文（事前課題）※詳細は「8 選考方法」を参照

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時

【連絡先】大津市福祉部重層的支援推進室 「会計年度任用職員採用担当者」まで

電話番号：077-528-2740（福祉政策課内）

7 選考日時及び選考会場

- ① 日時：応募の際にお聞きした連絡先に後日連絡いたします。
- ② 場所：大津市役所（大津市御陵町3番1号）

8 選考方法

- ① 面接試験
- ② 作文（事前課題） ※あらかじめ作成したものを当日持参してください。

課題：「これまでの相談支援の経験を踏まえて、支援にあたり自分が大切にしていること」

字数：400字以内（課題は文字数に含みません）

※使用される様式や作成方法（手書き、ワードの使用等）の指定はありません。

9 結果の発表

受験者本人宛に、選考試験の後1週間を目途に、可否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

任用期間	<p>令和6年5月1日から令和7年3月31日まで</p> <p>※選考時期によって、任用開始日が遅れる場合があります。その場合の任用開始日は、選考日時を連絡する時にお伝えします。</p> <p>※翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。(4回まで、最長5年度)</p> <p>※採用後1ヶ月(実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長)は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。</p>
勤務地	大津市御陵町3番1号 大津市役所本庁(重層的支援推進室)
勤務日	週5日(月曜日～金曜日)
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日)
休暇	<p>年次有給休暇 1年目10日(任用期間に応じて付与)</p> <p>特別休暇あり(要件あり)</p>
勤務時間	<p>・週35時間勤務(1日7時間×週5日)9時～17時 休憩60分</p> <p>※短時間勤務を希望される場合、相談に応じますので面接時にお伝えください。</p>
基本給	<p>週35時間勤務 月額196,523円～217,984円</p> <p>※本市職員としての経歴に応じて決定します。</p>
諸手当	<p>期末勤勉手当 年2回 年間最大4.50月分、支給基準に沿って在職期間、成績率に応じた割合で支給します。</p> <p>通勤手当相当(片道2km以上の場合、上限月額55,000円)、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。</p>
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	<p>地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。</p> <p>営利企業への従事(兼業)は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。(兼業先との所定勤務時間の合計が週40時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。)</p>
その他	<p>・給与等支給日:当月20日</p> <p>・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。</p>